

件名 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件

外務省告示第三〇三號

第九回アフリカ開発会議に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和七年八月十五日

外務大臣 岩屋 毅

外務大臣 岩屋 毅

パシフイコ横浜

期間	令和七年八月十九日から令和七年八月二十二日まで
対象外国公館等の所在地	神奈川県横浜市西区 みなとみらい一丁目一番一号及び二号
対象外国公館等の敷地	神奈川県横浜市西区 みなとみらい一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	神奈川県横浜市西区 みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）及び三番、みなとみらい三丁目五番から七番まで、みなとみらい四丁目四番及び六番（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに七番から十番まで、みなとみらい五丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）、二番及び三番、みなとみらい六丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）、三番

	神奈川県横浜市中区	一から十一に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
及び四番（次の図面に示す部分に限る。）	新港二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）、二番から四番まで、五番（次の図面に示す部分に限る。）、六番から八番まで及び九番（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十五度二十七分五十七秒、東経百三十九度三十七分五十五秒 二 北緯三十五度二十七分五十八秒、東経百三十九度三十七分五十七秒 三 北緯三十五度二十七分五十五秒、東経百三十九度三十八分二秒 四 北緯三十五度二十七分五十四秒、東経百三十九度三十八分六秒 五 北緯三十五度二十七分四十九秒、東経百三十九度三十八分十八秒 六 北緯三十五度二十七分四十六秒、東経百三十九度三十八分十九秒 七 北緯三十五度二十七分三十一秒、東経百三十九度三十八分三十五秒 八 北緯三十五度二十七分十三秒、東経百三十九度三十八分三十二秒 九 北緯三十五度二十七分十六秒、東経百三十九度三十八分三十五秒 十 北緯三十五度二十七分十七秒、東経百三十九度三十八分一秒

	十一 北緯三十五度二十七分十八秒、東經百三十九度三十八分
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域の少なくとも一方が、この表の対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方が、この表の対象施設周辺地域に含まれるものとする。	